

綾瀬市技能・品質管理検定支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内中小企業の事業主、役員及び中小企業と雇用関係にある従業員等の能力開発・資格取得を促進するため、技能の国家検定である技能検定制度等の周知とその受検手数料の助成を行うことにより、優秀な技能者を育成し、もって市内の産業振興に資することを目的とし、綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則（昭和51年綾瀬町規則第15号以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する事業所（支社、支店及び分工場等を含む。）及び個人であって、従業員を雇用している者をいう。
- (2) あやせ工場スマートナビ 綾瀬市内の中小企業の情報を集約し、市内外に発信するとともに、ビジネスマッチング機能等を実装した綾瀬市が管理・運営するプラットフォームをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれの要件も満たすものとする。

- (1) 市内において1年以上継続して事業を営んでいる中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する者（事業継続が1年未満であって綾瀬市中小企業融資制度要綱（平成29年4月1日施行）第3条第3号に規定する創業支援融資を受けている中小企業者及び綾瀬市企業の立地促進等に関する条例（平成24年綾瀬市条例第9号）に係る認定を受け、操業を開始した中小企業者を含む。）。ただし、資本金の2分の1以上を大企業が所有している、又は、役員のうち2分の1以上を大企業が占めている中小企業は除く。
- (2) 日本標準産業分類の大分類に規定する製造業を営んでいる者。
- (3) 納期限の到来した市税を完納していること。

(4) 綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第2号から第5号の規定に該当しない者。

(5) あやせ工場スマートナビに自社の企業情報等を記載している者又は交付決定までに掲載を行う者。

(補助対象事業)

第4条 補助対象事業は、都道府県職業能力開発協会が行う「技能検定」又は一般社団法人日本溶接協会が指定した都道府県溶接協会が行う「溶接技能評価試験」、一般財団法人日本規格協会が行う「品質管理検定」で、補助金の交付申請をする年度内に申請した試験が完了するものとする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、受検に要する実技試験及び学科試験の受検手数料（以下「受検手数料」という。）の2分の1以内の額とし、予算の範囲内とする。この場合において、1,000円未満の端数があるときは当該端数を切り捨てる。

2 補助金の申請については、同一の技能者1名につき受検する級において各1回を限度とし、申請においては同一年度について技能検定及び溶接技能評価試験は合わせて5名、品質管理検定は10名を限度とする。

(補助金の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、綾瀬市技能・品質管理検定支援補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 技能・品質管理検定受験計画書（第2号様式）
- (2) 反社会的勢力に係る誓約書（第3号様式）
- (3) 役員等一覧表（第4号様式）
- (4) 受検手数料支払を証明する書類（写し）
- (5) その他市長が必要とする書類

2 交付申請の時期は、当該補助対象事業の実施年度内とする。

(補助金の決定通知)

第7条 市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付について適否を決定したときは、綾瀬市技能・品質管理検定支援補助金交付（不交付）決定通知書（第5号様式）により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定を取り消すことができる。この場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部について期限を定めて返還させることができる。

- (1) この要綱又は法令に違反したとき。
- (2) 提出書類の記載事項に偽りがあったとき。
- (3) その他、市長が不適当と認めたとき。

(交付決定の取消通知)

第9条 市長は、前条に規定する取消しを決定したときは、綾瀬市技能・品質管理検定支援補助金交付決定取消通知書（第6号様式）により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 規則第12条第1項による実績報告は、綾瀬市技能・品質管理検定支援補助金実績報告書（第7号様式）によるものとし、同条同項の規定による市長の定める期日は、当該補助対象事業の実施年度内とする。

2 受検に合格した場合、綾瀬市技能・品質管理検定支援補助金実績報告書に合格通知を添付するものとする。

(補助金の交付)

第11条 補助金は、第6条による交付決定を受け当該事業が完了した後、規則第11条第2項に規定する補助金等交付請求書の提出があった日から30日以内に支払うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

綾瀬市技能・品質管理検定支援補助金交付申請書

年　月　日

(宛先) 綾瀬市長

所 在 地
事 業 所 名
代表者職・氏名
電 話 番 号 ()
担当者所属・氏名

綾瀬市技能・品質管理検定支援補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり関係書類を添えて補助金の交付を申請します。

1 申 請 者 概 要	業 種	市内創業 年 月 日	年 月 日		
	資本金				
2 総 事 業 費	円				
3 申 請 金 額	円				
4 添 付 書 類	<ul style="list-style-type: none">(1) 技能・品質管理検定受検計画書（第2号様式）(2) 反社会的勢力に係る誓約書（第3号様式）(3) 役員等一覧表（第4号様式）(4) 受検手数料支払を証明する書類（写し）(5) 受検の申請を証明する書類（写し）(6) その他市長が必要とする書類				

第2号様式（第6条関係）

技能・品質管理検定受験計画書

受 験 職 種 ※品質検定の場合は名称を記載			
受 験 作 業 名 ※技能検定の場合のみ記載			
等 級 区 分			
受 験 者 氏 名		在職年数	年
受 験 日 程	学科 実技	年 月 日	年 月 日

第3号様式（第6条関係）

反社会的勢力に係る誓約書

年　　月　　日

（宛先）綾瀬市長

所 在 地
事 業 所 名
代表者職・氏名
電 話 番 号 ()
担当者所属・氏名

当社、当社の役員又は役員に準ずる者、主な株主及び主な取引先（以下「当社グループ」という。）が綾瀬市暴力団排除条例（平成23年綾瀬市条例第9号）第2条第2号から第5号に規定（以下「反社会的勢力」という。）する事実、反社会的勢力が当社グループの経営活動に関与している事実、当社グループ及び関係者が資金提供その他の行為を行うことを通じて反社会的勢力の維持、運営に協力若しくは関与している事実及び当社グループ及び関係者が意図して反社会的勢力と交流を持っている事実などは当社の把握する限りありません。

したがって、当社グループ及び関係者と反社会的勢力とは一切関係がないことを、当社の把握する限りにおいてここに誓約するとともに、該当の有無を確認するため、神奈川県警察本部長に対し、照会を行うことについて同意いたします。

また、新聞報道その他により当社グループ及び関係者と反社会的勢力との関係について当社が新たに情報を得た場合には、直ちにその旨及びその内容を貴殿に報告するとともに、可能な限り速やかに当該情報に係る事実関係を把握・確認し、市長に報告いたします。

以上について重大な違反事実が判明した場合には、それに関して市長が行う一切の措置について異議ありません。

以 上

第4号様式（第6条関係）

役員等一覽表

年 月 日現在

住 所
商号又は名称
代表者役職名・氏名
電 話 番 号

※ この名簿には、法人の場合は登記簿謄本の「役員に関する事項」に記載されている役員（事業協同組合の場合は理事）を全員記入してください。

また、契約の締結に関して営業所等に権限が委任されている場合には、その委任を受けている営業所等の代表者も記入してください。

個人の場合は、個人事業主を記入してください。

※ 同内容の記載があれば別の書式でもかまいません。なお、欄不足の場合は適宜追加をお願いします。

※この名簿により欠格事項の該当の有無を確認するため神奈川県警察本部長に対し照会させていただく場合がありますので御了承下さい。

第5号様式（第7条関係）

綾瀬市技能・品質管理検定支援補助金交付（不交付）決定通知書

年　　月　　日

様

綾瀬市長

印

年　　月　　日付けで申請のあった綾瀬市技能・品質管理検定支援補助金の交付については、綾瀬市技能・品質管理検定支援補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり決定しましたので通知します。

1 決定区分	<input type="checkbox"/> 交付する <input type="checkbox"/> 交付しない（理由）
2 補助金交付 決定額	円
3 補助条件	綾瀬市補助金等に係る予算の執行に関する規則及び綾瀬市技能・品質管理検定支援補助金交付要綱の遵守

第6号様式（第9条関係）

綾瀬市技能・品質管理検定支援補助金交付決定取消通知書

年　　月　　日

様

綾瀬市長

印

年　　月　　日付けで補助金の交付決定を行った綾瀬市技能・品質管理検定支援補助金について、綾瀬市技能・品質管理検定支援補助金交付決定要綱第9条の規定により、次のとおり交付決定を取り消したので通知します。

取消しの内容	
取消しの理由	

第7号様式（第10条関係）

綾瀬市技能・品質管理検定支援補助金実績報告書

年　　月　　日

(宛先) 綾瀬市長

所 在 地
事 業 所 名
代表者職・氏名
電 話 番 号 ()
担当者所属・氏名

綾瀬市技能・品質管理検定支援補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり
事業が完了したので報告します。

1 総 事 業 費	円
2 決 定 金 額	円
3 補 助 申 請 金 額	円
添 付 資 料	